

名古屋市環境審議会傍聴要領

(趣旨)

第1 この要領は、附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成12年8月8日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、名古屋市環境審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に係る手続、傍聴する者が遵守すべき事項その他の必要な事項について定めるものとする。

(会議の公開)

第2 審議会の公開に関しては、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）及び名古屋市情報公開条例施行細則（平成12年名古屋市規則第124号）に定めるもののほか、事務取扱要綱に定める手続に基づいて行うものとする。

(会議の非公開の決定)

第3 審議会の会長は、条例第36条の趣旨を踏まえて、個々の議題について非公開とすることができる。
2 審議会の会長は、会議を非公開とした場合には、これを審議会に報告しなければならない。

(傍聴者の定員及びその決定方法)

第4 傍聴者の定員及びその決定方法は、審議会の会長が定める。

(傍聴の手続)

第5 審議会の会議を傍聴しようとする者は、事務取扱要綱第3条の規定に基づき公表した「会議開催のお知らせ」に記載する方法により、傍聴の申出をするものとする。

(会議資料の提供)

第6 傍聴者に対しては、会議資料（非公開情報に該当するものを除く。）を配布しなければならない。ただし、会議資料のうち、配布することが適当でないと認められるものについては、会議場に備え置き、その閲覧に供するものとする。

(会議場に入ることができない者)

第7 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第8 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れることその他これに類する行為をしないこと。

- (3) 携帯電話、ポケットベル等の音を発生させないようにすること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為若しくは他人の迷惑となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第9 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、審議会の会長が許可した場合は、この限りではない。

(傍聴者への指示)

第10 傍聴者は、傍聴にあたっては、審議会の会長の指示に従うものとする。

(違反に対する措置)

第11 傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、審議会の会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

(周知)

第12 審議会の会長は、傍聴しようとする者及び傍聴者に対し、傍聴に係る事項について周知を図らなければならない。

(会議録)

第13 会議録の確認は、審議会の会長が行う。

(準用)

第14 この要領は、名古屋市環境審議会規則第4条に基づく部会の会議について準用する。

(委任)

第15 この要領に定めるもののほか、審議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮り定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年3月29日から施行する。